

御殿場市

第7期障害福祉計画（案）

及び

第3期障害児福祉計画（案）

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

御 殿 場 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の基本理念	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 SDGs との関連	3
5 計画の達成状況の点検及び評価	3
第2章 障害者を取り巻く現状	4
1 障害者の現状	4
2 障害福祉サービスの利用状況	8
第3章 成果目標の設定	11
1 福祉施設入所者の地域生活への移行に係る成果目標	11
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
3 地域生活支援の充実	12
4 福祉施設から一般就労への移行	13
5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	14
6 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保	14
7 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築	16
第4章 サービス見込量と確保のための方策	17
1 サービス見込量	17
2 見込量確保のための方策	20
3 基盤整備計画に関する事項	21
4 地域生活支援事業の実施に関する事項	23
参考資料	26
1 指定障害福祉サービスの種類	26
2 指定障害福祉サービス事業所の状況	28

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の理念を踏まえ、以下の基本的な考え方に基づいて、令和8年度の目標値を設定します。目標値の達成に向けた障害福祉サービス等の必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

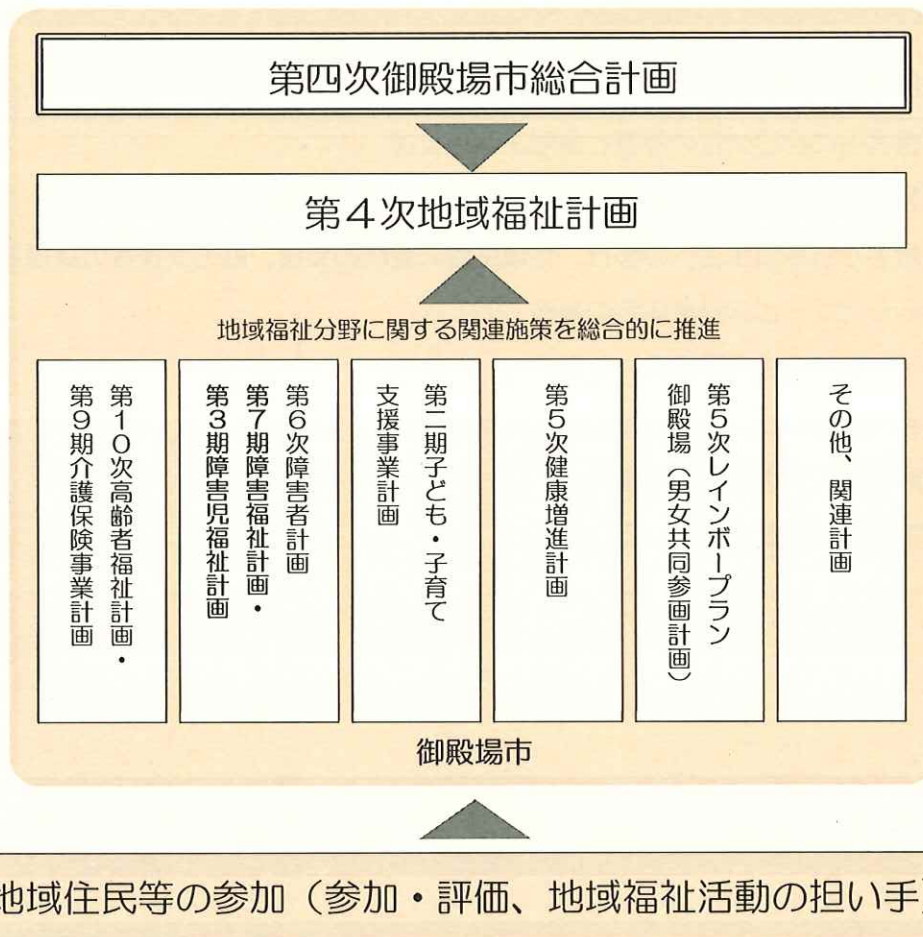
また、本計画は、障害者計画に掲げた基本理念である「共に生きる福祉のまちづくり」に向けた障害福祉サービスに関する「実施計画」として位置付けられ、第6期御殿場市障害福祉計画の実績及び障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するために定められた「第2期障害児福祉計画」の実績を踏まえ、続く3年間（令和6年度～令和8年度）における計画の策定を図るものです。

■□ 基本理念 □■

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障害者の社会参加を支える取組

2 計画の位置付け

- 障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」の第7期計画として策定するものです。3年間を1期とし、各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。
- 障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」の第3期として策定するものです。障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定めるもので、市では「第7期御殿場市障害福祉計画」と一体的に策定するものとします。
- 本計画は、「静岡県障害福祉計画」を踏まえ、上位計画である「第四次御殿場市総合計画」や、「地域福祉計画」、「障害者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など、保健・医療・福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。



市町村障害福祉計画	市町村障害児福祉計画
根拠法令 ・障害者総合支援法 (第88条第1項)	根拠法令 ・児童福祉法(第33条の20)
位置づけ ・障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	位置づけ ・障害児の通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
計画期間 ・3か年	計画期間 ・3か年

3 計画期間

本計画は、令和6(2024)年度を初年度として令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。



4 SDGsとの関連

第四次御殿場市総合計画では、全ての政策をSDGsの17の目標と結びつけ、体系的にSDGsの目標達成に取り組むことと規定されています。本計画において関連のある個別目標は以下の通りです。



5 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

第2章 障害者を取り巻く現状

1 障害者の現状

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者については、令和4年度末現在では2,351人であり、令和2年度と比較して、46人の増加が見られました。

65歳以上の手帳所持者については、令和4年度では1,630人と、全体の約7割を占めています。

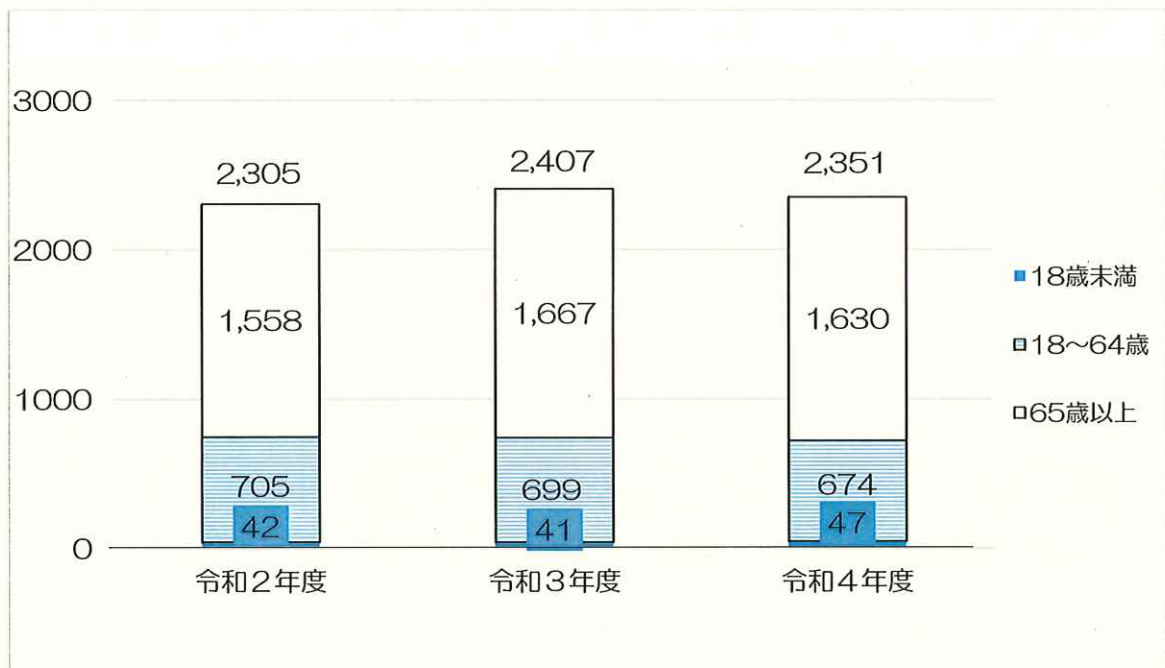
《表1 / 身体障害者手帳所持者数の推移》

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	42	41	47
18~64歳	705	699	674
65歳以上	1,558	1,667	1,630
合 計	2,305	2,407	2,351

資料：社会福祉課（各年度末現在）

《図1 / 身体障害者手帳所持者数の状況》



身体障害者手帳所持者を障害種別にみると、令和4年度末現在では「肢体不自由」が1,160人と最も多く、全体の半数近くになっています。

《表2/身体障害者手帳所持者数（障害種別・等級別）》

(単位：人)

区分	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語 そしゃく機能 障害	肢体不自由	内部障害	合計
1級	42	9	0	228	549	828
2級	47	47	0	242	12	348
3級	6	20	21	213	134	394
4級	15	44	8	290	153	510
5級	27	1		111		139
6級	8	48		76		132
合計	145	169	29	1,160	848	2,351

資料：社会福祉課（令和4年度末現在）

《表3/身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）》

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	800	855	828
2級	353	358	348
3級	395	403	394
4級	482	507	510
5級	136	140	139
6級	139	144	132
合計	2,305	2,407	2,351

資料：社会福祉課（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者を障害原因別にみると、令和4年度末現在では「後天性疾病」が1,839人と最も多く、全体の7割以上となっています。

《表4/障害の原因（障害別）》

(単位：人)

障害	原因	戦傷病	労働災害	不慮の事故	疾病		交通事故	その他	合計
					先天性	後天性			
視覚		0	2	1	19	115	1	7	145
聴覚		0	0	0	30	115	0	24	169
音声・言語		0	0	0	3	25	0	21	29
肢体不自由		1	73	70	101	798	62	55	1,160
内部		0	0	0	37	786	0	25	848
合計		1	75	71	190	1,839	63	112	2,351

資料：社会福祉課（令和4年度末現在）

(2) 知的障害者の状況

療育手帳所持者については、令和4年度末現在は767人であり、令和2年度から令和4年度までの3か年で47人の増加が見られました。

程度別にみると、A判定（重度）よりもB判定（中・軽度）が多く、全体の7割以上を占めています。

《表5／療育手帳所持者数の推移（年齢別・程度別）》

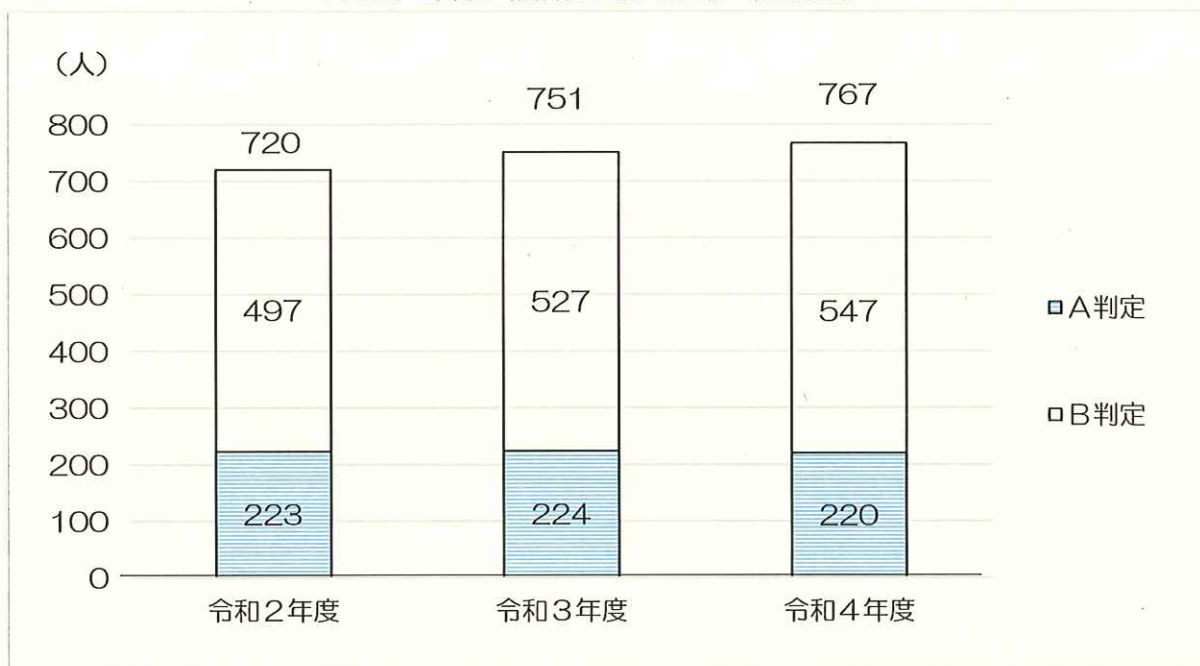
(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	18歳未満	48	45	43
	18歳以上	161	175	184
	合計	209	220	227
B	18歳未満	175	179	177
	18歳以上	336	352	363
	合計	511	531	540
合 計	18歳未満	223	224	220
	18歳以上	497	527	547
	合計	720	751	767

※B判定の一部に知的障害に加えて発達障害の診断を受けた者を含みます。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

《図2／療育手帳所持者数の推移（程度別）》



(3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和4年度末現在は412人であり、令和2年度から令和4年度までの3か年で39人の増加が見られました。

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、「2級」が最も多く、令和4年度では全体の約6割を占めています。

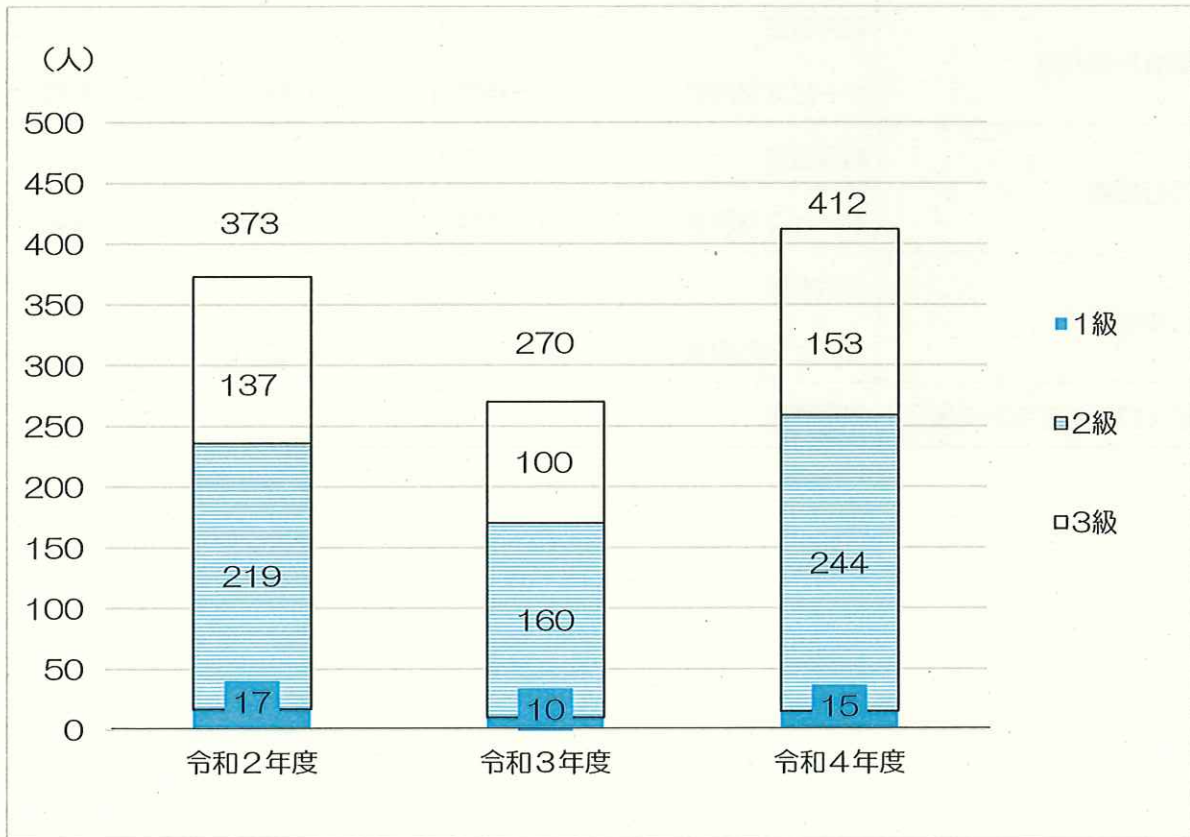
《表6 / 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）》

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	17	10	15
2 級	219	160	244
3 級	137	100	153
合 計	373	270	412

資料：社会福祉課（各年度末現在）

《図3 / 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）》



2 障害福祉サービスの利用状況

各年度における指定障害福祉サービスの利用実績は以下のとおりです。なお、数値は各年度の1か月間の利用実績の平均値を掲載しています。

(この事項の表は、直近のサービス利用状況を反映させるため、令和3年度から令和5年度(令和5年度は10月までの平均値)数値を掲載しております。)

(1) 訪問系サービス

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス全体の 利用量	サービス利用量	617.4 時間	652.0 時間	683.9 時間
居宅介護	利用者数	50 人	48 人	48 人
	サービス利用量	469.4 時間分	435.2 時間分	486.6 時間分
重度訪問介護	利用者数	1 人	1 人	1 人
	サービス利用量	99.5 時間分	159.5 時間分	132.3 時間分
同行援護	利用者数	8 人	9 人	9 人
	サービス利用量	34.4 時間分	40.6 時間分	45.0 時間分
行動援護	利用者数	1 人	1 人	1 人
	サービス利用量	14.1 時間分	16.7 時間分	20.0 時間分
重度障害者等包括支援	利用者数	0 人	0 人	0 人

(2) 日中活動系サービス

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中活動系サービス全体の 利用量	サービス利用量	476 人日分	499 人日分	493 人日分
生活介護	利用者数	150 人	159 人	155 人
	サービス利用量	2,729 人日分	2,804 人日分	2,802 人日分
自立訓練（機能訓練）	利用者数	1 人	1 人	0 人
	サービス利用量	16 人日分	16 人日分	0 人日分
自立訓練（生活訓練）	利用者数	4 人	3 人	2 人
	サービス利用量	74 人日分	74 人日分	45 人日分
就労定着支援	利用者数	2 人	2 人	1 人
	サービス利用量	4 人日分	4 人日分	1 人日分
就労移行支援	利用者数	16 人	15 人	6 人
	サービス利用量	250 人日分	250 人日分	113 人日分
就労継続支援（A型）	利用者数	49 人	48 人	42 人
	サービス利用量	969 人日分	969 人日分	847 人日分
就労継続支援（B型）	利用者数	230 人	242 人	254 人
	サービス利用量	3,950 人日分	3,950 人日分	4,308 人日分
療養介護	サービス利用量	7 人分	7 人分	5 人分
短期入所（福祉型）	利用者数	13 人	18 人	23 人
	サービス利用量	110 人日分	154 人日分	164 人日分
短期入所（医療型）	利用者数	4 人	4 人	5 人
	サービス利用量	24 人日分	17 人日分	26 人日分

(3) 児童通所サービス

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	42人	49人	52人
	サービス利用量	639人日分	713人日分	737人日分
放課後等デイサービス	利用者数	189人	194人	203人
	サービス利用量	2,441人日分	2,332人日分	2,537人日分
保育所等訪問支援	利用者数	5人	3人	2人
	サービス利用量	8人日分	3人日分	2人日分

(4) 居住系サービス

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	サービス利用量	81人分	84人分	87人分
	うち日中サービス支援型	9人分	8人分	10人分
施設入所支援	サービス利用量	94人分	92人分	90人分

(5) その他のサービス

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	サービス利用量	0人分	0人分	0人分
地域定着支援	サービス利用量	0人分	0人分	0人分
計画相談支援	サービス利用量	541人分	562人分	567人分
障害児相談支援	サービス利用量	52人分	52人分	57人分

令和3年度から令和5年度のサービス別利用量を比較すると、就労継続支援（B型）、短期入所（福祉型）、児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助（グループホーム）は増加し、就労移行支援、就労継続支援（A型）、保育所等訪問支援が減少しました。

第6期計画の見込量と比べると、生活介護、就労継続支援（B型）、短期入所（福祉型）、放課後等デイサービス、共同生活援助（グループホーム）は計画値を上回る結果となりました。

第3章 成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行に係る成果目標

項目	数値	考え方
基準年の入所者数（A）	91人	令和4年度末の施設入所者数
目標年の入所者数（B）	86人	令和8年度末の利用者数見込み
【目標値】 入所者数減少見込（A－B）	5人	差引減少見込み数 （国の指針（A）の5%以上減）
【目標値】 地域生活への移行者数	5人	令和8年度末までの地域移行者数 （国の指針（A）の6%以上）

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

協議の場・・・協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場

項目	整備状況	備考
整備状況	未設置	令和6年度に設置予定

令和6年度より、保健・医療・福祉・介護・当事者・家族を交えた、重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場を年1回程度開催する。合わせて、協議の場における目標設定及び評価も実施する。

3 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の確保

項目		整備状況	備考
整備状況		設置済	令和2年度に小山町と共同設置
拠点が有する機能	相談	整備済	機能充実に向けた検証・及び検討を継続
	緊急時受入・対応	整備済	
	体験の機会・場	整備済	
	専門的人材の確保・養成	整備済	
	地域の体制づくり	整備済	

(2) 地域生活支援拠点等に係る検証・検討

機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討を行う場の名称	御殿場・小山障害児者自立支援協議会		
コーディネーターの配置人数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3	3	3
上記検証及び検討の年間実施回数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12

御殿場・小山障害児者自立支援協議会運営会議の場において、検証及び検討を行っていきます。

(3) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備

項目	整備状況	備考
整備状況	整備済	個別に対応が必要な案件に対し、自立支援協議会等で対応を協議し、支援を行っている。

4 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
基準年の年間一般就労移行者数	4人 (うち就労定着支援利用者0人)	令和3年度における福祉施設から一般就労した者の数 (A)
	(内訳) 2人	就労移行支援事業所 (B)
	1人	就労継続支援A型事業所 (C)
	1人	就労継続支援B型事業所 (D)
【目標値】 令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	7人 (うち就労定着支援利用者2人)	福祉施設から一般就労へ移行者全体 国の指針 (A) × 1.28 倍以上
	(内訳) 3人	就労移行支援事業所 国の指針 (B) × 1.31 倍以上
	2人	就労継続支援A型事業所 国の指針 (C) × 1.29 倍以上
	2人	就労継続支援B型事業所 国の指針 (D) × 1.28 倍以上

国の指針において、令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上と定められています。本市において現在就労定着支援事業所の設置予定はありませんが、設置された場合には国指針を目標に実施していきます。

5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

障害児支援の提供体制についての状況と目標は、以下のとおりです。

体制種別	令和5年度現在の状況	目標（国の指針）	
(1) 児童発達支援センター	1か所設置済	継続	
(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	体制構築済	継続	
(3) 主に重症心身障害児を支援する事業所			
児童発達支援事業所	他市町の事業所で確保	重症心身障害児を支援する機能を有する事業所の機能強化を目指していく	
放課後等デイサービス事業所	2か所確保済	継続	
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置済	継続	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	令和6年度 2	令和7年度 2	令和8年度 2

6 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

特定相談等は1事業所当たりの相談支援専門員の数少なく、相談支援専門員一人一人の負担が増えています。そのため、事業所を援助する総合的専門的な相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められています。

(1) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

①基幹相談支援センターの設置

項目	整備状況	基幹相談支援センターにおける主任相談専門員の配置数		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター設置	設置済	3	3	3

②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

指導・助言件数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4
実施者・実施方法	御殿場・小山障害児者自立支援協議会の場で実施。		

③地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

指導・助言件数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4
実施者・実施方法	御殿場・小山障害児者自立支援協議会の場で実施。		

④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

指導・助言件数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4
実施者・実施方法	御殿場・小山障害児者自立支援協議会の場で実施。		

⑤基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数

指導・助言件数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12
実施者・実施方法	御殿場・小山障害児者自立支援協議会の場で実施。		

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

①現状の整理

地域サービス基盤の開発・改善等を行う上での課題、必要と思われる協議会の体制	基幹相談支援センターと自立支援協議会とが連携した体制
---------------------------------------	----------------------------

②成果目標

第7期の成果目標	確保予定時期
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に実施及び体制確保	令和8年度までに実施予定

③活動指標

第7期の活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12	12	12
参加事業者・機関数	6	6	6
協議会の専門部会の設置数	6	6	6
実施回数	10	10	10

7 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

(1) 現状の整理

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

(2) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

(3) で設定する項目について、本市における職員への周知、意識付け、配慮や関係自治体との必要な連携等を実施する取組が求められています。

(3) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組

①県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の市町村職員参加人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援従事者初任者研修の参加人数	1	1	1
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	1	1	1
市町職員への周知、意識付け、配慮等の取組の具体的内容	新任職員については、参加を必須とする。		

②システム等での審査結果分析・共有等

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築時期	構築済		
上記体制の具体的内容	毎月の請求に係る事務を通し、随時事業所に助言や指導を行っていく。		
上記共有を実施する回数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12

第4章 サービス見込量と確保のための方策

1 サービス見込量

(1) 訪問系サービス（月間）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	49人	50人	51人
	サービス見込量	524時間分	534時間分	544時間分
重度訪問介護	利用者数	1人	1人	1人
	サービス見込量	175時間分	175時間分	175時間分
同行援護	利用者数	11人	11人	11人
	サービス見込量	50時間分	50時間分	50時間分
行動援護	利用者数	1人	1人	1人
	サービス見込量	16時間分	16時間分	16時間分
重度障害者等包括支援	利用者数	0人	0人	0人
	サービス見込量	0時間分	0時間分	0時間分

(2) 日中活動系サービス (月間)

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	159人	163人	164人
	サービス見込量	2,955人日分	3,035人日分	3,055人日分
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1人	1人	1人
	サービス見込量	15人日分	15人日分	15人日分
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	3人	3人	3人
	サービス見込量	69人日分	69人日分	69人日分
	うち精神障害者数	1人	1人	1人
就労選択支援	利用者数	0人	3人	3人
就労移行支援	利用者数	10人	10人	12人
	サービス見込量	103人日分	103人日分	103人日分
就労継続支援 (A型)	利用者数	47人	49人	49人
	サービス見込量	927人日分	967人日分	967人日分
就労継続支援 (B型)	利用者数	245人	248人	251人
	サービス見込量	4,335人日分	4,380人日分	4,425人日分
就労定着支援	利用者数	1人	1人	1人
療養介護	利用者数	6人	6人	6人
短期入所 (福祉型)	利用者数	21人	22人	23人
	サービス見込量	132日分	137人日分	142人日分
	うち強度行動障害を有する者	0人	0人	0人
	うち高次脳機能障害を有する者	0人	0人	0人
	うち医療的ケアを必要とする者	0人	0人	0人
短期入所 (医療型)	利用者数	4人	4人	4人
	サービス見込量	19人日分	19人日分	19人日分
	うち強度行動障害を有する者	0人	0人	0人
	うち高次脳機能障害を有する者	0人	0人	0人
	うち医療的ケアを必要とする者	0人	0人	0人

(3) 児童通所サービス（月間）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	60 人分	63 人分	66 人分
	サービス見込量	745 人日分	775 人日分	805 人日分
放課後等デイサービス	利用者数	229 人	234 人	239 人
	サービス見込量	2,623 人日分	2,653 人日分	2,683 人日分
保育所等訪問支援	利用者数	1 人	1 人	2 人
	サービス見込量	1 人日分	1 人日分	2 人日分
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0 人	0 人	0 人
	サービス見込量	0 人日分	0 人日分	0 人日分

居宅訪問型児童発達支援については、現在事業所がなく利用者もいないため、見込量を0としています。

(4) 居住支援系サービス（月間）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	サービス見込量	0 人分	0 人分	0 人分
共同生活援助 (グループホーム)	サービス見込量	83 人分	84 人分	85 人分
	うち精神障害者数	40 人分	40 人分	41 人分
	うち強度行動障害を有する者	0 人分	0 人分	0 人分
	うち高次脳機能障害を有する者	3 人分	3 人分	3 人分
	うち医療的ケアを必要とする者	0 人分	0 人分	0 人分
	うち日中サービス支援型	6 人分	6 人分	6 人分
施設入所支援	サービス見込量	89 人分	88 人分	86 人分

自立生活援助については、現在事業所がなく利用者もいないため、見込量を0としています。

(5) その他のサービス（年間）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	サービス見込量	0人分	1人分	1人分
地域定着支援	サービス見込量	0人分	0人分	0人分
計画相談支援	サービス見込量	567人分	573人分	581人分
障害児相談支援	サービス見込量	339人分	349人分	351人分

2 見込量確保のための方策

- 相談支援事業所等の関係機関と連携し、障害のある人が必要としている情報提供を行い、サービス等を障害者が自ら選択して利用できるよう支援します。
- 障害の特性に応じたサービス提供ができるよう、関係機関と連携を図っていくとともに、御殿場・小山障害児者自立支援協議会等を通じて情報交換や学習機会を設け、サービス提供事業所等の資質向上に努めます。
- 県が主催する、たんの吸引、同行支援、行動援護等の各種研修会への参加を働きかけ、人材の質の向上とサービスの提供体制の充実を図ります。
- 施設入所者のうち、地域生活への移行が可能な人が円滑に移行できるよう、関係事業所と連携します。
- 障害福祉施設維持のため、施設の整備事業に対し、支援を行います。
- 障害者の生活の場の確保と地域生活を支援するため、グループホーム等の福祉資源の拡充を促進します。

3 基盤整備計画に関する事項

福祉施設の入所者の地域生活への移行や退院者の地域生活への移行、その他の障害福祉サービスの提供のために、必要となるサービスを提供するための基盤整備を着実にを行う必要があります。市単独では困難な部分について、また、同様に他市町での提供体制で困難な部分については、周辺市町及び県との連携のもとで、圏域単位における基盤整備を検討します。

(この事項の表は、静岡県が作成した駿東田方圏域の基盤整備計画の数値となります。)

(1) 日中活動系サービス

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	整備数	3 か所	1 か所	3 か所
	利用者数	40 人分	10 人分	40 人分
自立訓練（機能訓練）	整備数	—	—	—
	利用者数	—	—	—
自立訓練（生活訓練）	整備数	—	—	—
	利用者数	—	—	—
就労移行支援	整備数	1 か所	1 か所	—
	利用者数	6 人分	10 人分	—
就労継続支援（A型）	整備数	2 か所	2 か所	1 か所
	利用者数	20 人分	30 人分	10 人分
就労継続支援（B型）	整備数	6 か所	4 か所	4 か所
	利用者数	70 人分	50 人分	40 人分
就労定着支援	整備数	—	2 か所	—
	利用者数	—	17 人分	—
療養介護	整備数	—	—	—
	利用者数	—	—	—
短期入所（福祉型）	整備数	2 か所	2 か所	2 か所
	利用者数	7 人分	12 人分	12 人分
短期入所（医療型）	整備数	—	—	—
	利用者数	—	—	—

(2) 児童通所サービス

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	整備数	3か所	4か所	3か所
	利用者数	25人分	40人分	25人分
放課後等デイサービス	整備数	8か所	5か所	6か所
	利用者数	75人分	60人分	65人分
保育所等訪問支援	整備数	2か所	2か所	—
	利用者数	15人分	20人分	—

(3) 居住系サービス

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	整備数	—	—	—
	利用者数	3人分	—	—
共同生活援助 (グループホーム)	整備数	—	—	—
	利用者数	73人分	63人分	43人分
うち日中サービス支援型	利用者数	16人分	23人分	6人分

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者や障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業体系による事業を効率的・効果的に実施します。また、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

実施にあたっては、障害福祉サービスで不足している部分において、特に要望が高い事業を中心に検討し、地域の実情に合わせた事業方法により、柔軟な事業展開を行います。

(1) 各年度における事業の種類ごとの見込量

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施		実施		実施	
(2) 自発的活動支援事業	実施		実施		実施	
(3) 相談支援事業	/		/		/	
① 相談支援事業	/		/		/	
ア 障害者相談支援事業	6か所	/	6か所	/	6か所	/
イ 基幹相談支援センター	設置		設置		設置	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施		実施		実施	
③ 住宅入居等支援事業	検討		検討		検討	
(4) 成年後見制度利用支援事業	1人	/	1人	/	1人	/
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	検討		検討		検討	
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/		/		/	
手話通訳者	7人	30人	7人	30人	7人	30人
要約筆記者	10人	2人	10人	2人	10人	2人
② 手話通訳者設置事業	2人	/	2人	/	2人	/
(7) 日常生活用具給付等事業	/		/		/	
① 介護・訓練支援用具	5件		5件		5件	
② 自立生活支援用具	20件		20件		20件	
③ 在宅療養等支援用具	10件		10件		10件	
④ 情報・意思疎通支援用具	20件		25件		25件	
⑤ 排泄管理支援用具	1,510件		1,550件		1,600件	
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2件		2件		2件	

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込量箇所数	実利用見込者数	実施見込量箇所数	実利用見込者数	実施見込量箇所数	実利用見込者数
(8) 移動支援事業						
利用見込者数	60人		65人		70人	
利用見込み時間	3,000時間		3,200時間		3,400時間	
(9) 地域活動支援センター						
① I型	1か所		1か所		1か所	
② II型	2か所	70人	2か所	80人	2か所	100人
(10) その他の事業						
① 日中一時支援事業	23か所	100人	23か所	100人	23か所	100人
② 訪問入浴サービス事業	2か所	10人	2か所	10人	2か所	10人
③ 手話奉仕員養成研修事業	1か所	10人	1か所	10人	1か所	10人
④ 朗読奉仕員養成研修事業	1か所	10人	1か所	10人	1か所	10人
⑤ 自動車改造助成事業	1件		1件		1件	
⑥ 自動車運転免許取得費用助成事業	1件		1件		1件	

(2) 事業の種類ごとの実施に関する考え方

事業名	実施に関する考え方
(1) 理解促進研修・啓発事業	障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
(2) 自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
(3) 相談支援事業	障害の特性に応じた相談支援ができるよう、身体・知的・精神について、それぞれ専門の事業所へ委託しています。
① 相談支援事業	ア 障害者相談支援事業 イ 基幹相談支援センター
ア 障害者相談支援事業	身体、知的、精神障害者の常勤の相談支援専門員が配置されている各相談支援事業者へ委託しています。
イ 基幹相談支援センター	地域における相談支援体制の中核として、設置、運営しています。
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	社会福祉士等の専門職員を配置して、困難ケース等の対応や地域自立支援協議会への専門的な指導・助言を行うことの可能な相談支援事業者へ委託しています。
③ 住宅入居等支援事業	地域生活移行の推進を実現するため、居住の場を確保する事業です。実施について、今後検討していきます。
(4) 成年後見制度利用支援事業	高齢者福祉と連携して、事業を実施します。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	高齢者福祉と連携して、事業の実施を検討していきます。
(6) 意思疎通支援事業	事業を円滑に遂行するため、通訳者の人材育成を図ります。

事業名		実施に関する考え方
(7) 日常生活用具給付等事業		障害者の自立及び介護者の負担軽減のために必要な用具の給付を実施します。
	① 介護・訓練支援用具	介護者の負担軽減を図る用具を給付します。 (例) 特殊寝台、移動用リフト 等
	② 自立生活支援用具	障害者の自立を支援する用具を給付します。 (例) 入浴補助用具、移動・移乗支援用具 等
	③ 在宅療養等支援用具	在宅療養に必要な用具を給付します。 (例) パルスオキシメーター、電気式たん吸引器 等
	④ 情報・意思疎通支援用具	情報収集や意思疎通を容易にする用具を給付します。 (例) 視覚障害者用ポータブルレコーダー、 聴覚障害者用印字型通信装置 等
	⑤ 排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙オムツ等をストーマ造設者や重度の排泄機能障害等の障害者に給付します。
	⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害者の移動を円滑にする用具で、設置のために小規模な住宅改修を要するものについて、用具と改修費を給付します。
(8) 移動支援事業		重度の四肢機能障害、知的障害、精神障害者の外出について、介護者を派遣します。
(9) 地域活動 支援ツカ-	① I型	障害者の創作活動・生産活動・社会参加の場として、地域生活支援の促進を図るとともに、重度障害者等に、食事や入浴介助を行い、介護者の負担軽減を図ります。
	② II型	
(10) その他の 事業	① 日中一時支援事業	障害者の放課後及び日中活動の場の確保と、介護者の負担軽減のために、福祉施設等に委託して実施します。
	② 訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度の四肢機能障害者に対して、自宅に簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを実施します。
	③ 手話奉仕員養成研修事業	近隣市町と合同で、手話通訳奉仕員養成講座を2年に分けて実施します。
	④ 朗読奉仕員養成研修事業	朗読奉仕員等の人材確保のため、養成講座の実施機関に対して補助を行います。
	⑤ 自動車改造助成事業	自動車改造に要する費用の一部を助成します。
	⑥ 自動車運転免許取得費用助成事業	障害者手帳所持者が運転免許取得に必要な費用の一部を助成します。

参考資料

1 指定障害福祉サービスの種類

(1) 訪問系サービス

サービス種別	説明	給付区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。家事の支援、通院の介助を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は行動障害を有するもので常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を行います。	介護給付
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	介護給付
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	介護給付
同行援護	視覚障害により、移動が困難な人が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	介護給付

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	説明	給付区分
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	介護給付
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労定着支援	一般就労に移行した人について、企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	訓練等給付
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	訓練等給付
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事等の介護を短期間行います。	介護給付

(3) 児童通所サービス

サービス種別	説明	給付区分
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。	
放課後等 デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	

(4) 居住系サービス

サービス種別	説明	給付区分
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	訓練等給付
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。	介護給付
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	訓練等給付

(5) その他のサービス

サービス種別	説明	給付区分
計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整等を行います。一定期間ごとにモニタリングを行います。	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者で、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。	
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対して、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、訪問等の支援を行います。	
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	

2 指定障害福祉サービス事業所の状況

令和5年10月1日現在

サービス種別	指定事業所数		備考	
	駿東田方 圏域内	左の内、 御殿場市内		
居宅介護（ホームヘルプ）	80	7		
重度訪問介護	68	5		
行動援護	7	1		
重度障害者等包括支援	0	0		
同行援護	32	1		
生活介護	58	9		
自立訓練	機能訓練	1	0	
	生活訓練	5	0	
就労移行支援	12	2		
就労定着支援	7	0		
就労継続支援	A型	34	2	
	B型	112	17	
療養介護	2	0		
短期入所（ショートステイ）	48	14		
共同生活援助（グループホーム）	62	13		
施設入所支援	20	5		
自立生活援助	3	0		
児童発達支援	32	4		
放課後等デイサービス	75	13		
保育所等訪問支援	10	1		
居宅訪問型児童発達支援	1	0		
地域移行支援	18	3		
地域定着支援	16	3		
計画相談支援	51	10		
障害児相談支援	31	6		



御殿場市 第7期障害福祉計画 及び 第3期障害児福祉計画
令和6年度～令和8年度

発行日 令和6年3月

発行 御殿場市 健康福祉部 社会福祉課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483 番地

電話：0550-82-4238

FAX：0550-84-1046

e-mail：fukushi@city.gotemba.lg.jp

市ホームページ：http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/